

第9-9表 企業年金制度

Table 9-9: Corporate pension schemes

	日 本			アメリカ
	厚生年金基金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設 立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立: 1,000人以上の加入員、 総合設立:5,000人以上 の加入員 (3)加入員の 同意 (4)設立母体の財 政基盤の安定性 (5)代 行給付の水準を上回る 給付内容等の確保 (厚生年金基金は、厚生 年金法等の一部を改正 する法律により、同法が 施行された2014年4月以 降は新設できなくなった)	年金の規約について、 厚生労働大臣の承認が 必要。企業型(労使合意 のもと掛金は企業が拠 出)と個人型(掛金は個 人が拠出)とがある。	企業が法人格のある 企業年金基金を 厚生労働大臣の認 可を受けて設立する 「基金型」と、労使合 意の年金規約を制 定し、厚生労働大臣 の承認を受ける「規 約型」の2つがある。	企業の任意 (エリサ法に企業年金が満 たすべき最低条件を規 定)
加 入 資 格	厚生年金の適用事業所 に使用される被保険者。 加入者数:65万人 (2018年2月現在)	企業型:実施企業に勤 務する従業員(国民年 金第2号被保険者) 個人型:自営業者等 (国民年金第1号被保 険者) 加入者数:641.4万人 (2017年11月現在)	厚生年金保険の被 保険者等。年金規 約において加入者 資格を定めることが できる。 加入者数:818万人 (2017年3月現在)	21歳から1年以上の勤務 を法定。
支 給 開 始	厚生年金と同じ(代行部 分)。加算型の加算部分 は自由。	最初の拠出からの経過 年数に応じ60～65歳。	原則として60～65歳 の範囲で年金規約 に定める年齢(老齢 給付)。	65歳を超えない範囲で繰 上げ、繰下げ(法定)あり。
給 付 水 準	代行部分(老齢厚生年 金の報酬比例部分)及 び上乗せ(プラスアル ファ)部分。プラスアル ファ部分は、代行部分 の1割を上回る水準(代 行部分は、老齢厚生年 金の報酬比例部分に 同じ)。	拠出した掛金が個人毎 に区分され、加入者 それぞれが自己責任の もとに運用商品を選び、 掛金と運用収益の結果 をもとに給付額が決ま る。	基準に従い規約で 定めるところにより算 定した額。	定額・定率等給付設計は 企業によって異なるが、 公的年金と合わせ、従前 賃金の60～70%を保障。
公 的 年 金 制 度 と の 調 整	公的年金に上乗せされ る(プラスアルファ部 分)。	公的年金に上乗せされ る。	公的年金に上乗せ される。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式:全体の給付 水準から公的年金給付相 当額部分を差し引いた残 りを支給。 (2)超過方式:公的年金と 企業年金を合わせた給付 額が所得の一定水準にな るよう、公的年金の上限 以上の報酬に高い給付乗 率を適用。

(注) 日本:「適格退職年金」は2001年の確定給付企業年金法の成立に伴い、2012年3月末に制度が廃止された。但し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては、適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられている。

9 勤労者生活・福祉

第9-9表 企業年金制度（続き）

Table 9-9: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス
設立	企業の任意	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO) 各企業(制度導入は任意)
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	20歳(あるいは25歳)に達してから5年(あるいは10年)以上の拠出期間	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)
支給開始	大部分が65歳	通常は男性65歳、女性60歳(あるいは65歳)。早期退職は公的年金制度に準じる。	年金受給開始時
給付水準	一般的には、 最終給与×乗率×勤続年数	[年金額＝最終給与×勤続年数×乗率]が大半を占める。 最終給与：退職前3年間の平均所得(ボーナス・歩合給を除く)。 勤続期間の算入制度：30～40年 ※小企業・低賃金の企業を中心に、勤続年数による算定方法や一律定額による支給を用いる企業もある。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。 労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は、最高で年間6,357.12ユーロ(2018年)
公的年金制度との調整		公的年金に上乗せされる。 公的年金の拠出対象報酬の上限を超える高所得者には、調整制度・インテグレーション制度を用いる企業もある。 [年金額＝{(最終給与のうち、公的年金の拠出対象報酬上限まで)×0.5%＋上限を超える額×1.5%}×勤続年数]などの式を用いる。	特になし

資料出所 企業年金連合会(2018.1)「企業年金に関する基礎資料(平成29年度版)」

日本:厚生労働省ウェブサイト

フランス:政府公共サービスサイト,保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*, 労働省ウェブサイト等